

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除認定申請書」を個別に送付してください。

A：昨年の山川議員の一般質問のあと、障害者控除認定制度の説明チラシを印刷して、介護保険広域連合に依頼して要介護認定通知（新規・更新者全員）に同封してもらっています。この結果、早めの申請や問合せが多くなっており、周知効果があったと思いますので、今後も継続していきます。

6. 生活保護について

(1)・(2) 生活保護申請については、厚生労働省指導のとおり保護申請を希望する方については、申請人の状況にかかわらず受理をしており、調査後福祉事務所長を含むケース診断会議において保護該当等の判断を行っています。

しかし、大半の相談者は生活相談として窓口に来られており、これまでの生活状況等を充分にお聞きし、制度については「生活保護のしおり」などにより、制度の趣旨、留意点を充分説明しております。

申請受理から決定までに要する期間については、実務上、預貯金・生命保険のほか戸籍等による親族の確認及びその親族による援助の可否などを関係所管へ照会・確認が保護要否の重要な判断材料となるため、相応の期間を要するものです。なお、緊急を要すると判断した場合は、職権により保護を優先し追隨して調査を行うなどの対応をしております。

(3) 現在の被保護世帯数は102世帯で、職員はケースワーカー2名（専任1、兼任1）査察指導員1名（兼任）課長、福祉事務所長（部長）で業務を行っています。

7. 障害者関係

(1)・(2) 現在の法令による負担金は1割ですが、住民税が非課税である場合は負担が免除されています。

(3) ケアホーム・グループホームは現在市内に10ヶ所、隣接市を併せた坂井圏域に21ヶ所あり民営により運営されています。自立支援法ではサービスの給付のほか平成23年10月からは非課税者に対して家賃補助も実施されております。

なお、(1)、(2)、(3)について、市独自の負担軽減策や補助については、現在のところ実施しておりませんが、県内市町の状況により考慮したいと考えております。

(4) 医療費助成については、同様の制度（子ども医療・母子）においても「償還払い」により給付を行っています。現物給付方式については、医療機関窓口での影響が非常に大きいと考えられ、他の制度にも影響することから、改制するとすれば県内全域での対応が必要と考えます。